

○電子メールの利用に関する細則

2011年（平成23年）7月21日

制定

（目的）

第1条 この細則は、「東京経済大学情報システムの利用に関する規程」（以下、「情報システムの利用に関する規程」という。）第8条に基づき、情報資産を保護し、電子メールの安全な利用に資することを目的とする。

（対象者）

第2条 この細則は、本学ドメイン（tku.ac.jp）に属するメールシステム（以下「本学メールシステム」という。）を利用する全ての利用者（以下「利用者」という。）に適用する。

（電子メールの利用目的）

第3条 本学メールシステムは、教育、研究及び職務遂行のために利用されることを目的とする。利用者は、この目的以外にこれを利用してはならない。

（電子メールアドレスの管理）

第4条 利用者は、電子メールアドレスについて、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 他人の電子メールアドレスを使用しないこと。
- (2) 電子メールアドレスを他人と共用しないこと。
- (3) 部署や団体等複数の関係者で共用したり、引き継いで使用したりする必要がある場合は、事前に情報ネットワーク委員会に連絡し、その指示に従うこと。
- (4) 必要以上に、電子メールアドレスを公開又は通知しないこと。

（パスワードの管理）

第5条 利用者は、「情報システムの利用に関する規程」第10条に従い、電子メールシステムのパスワードを適切に管理しなければならない。

（電子メールの利用についての遵守事項）

第6条 利用者は、電子メールの利用に際し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 他者の権利、プライバシーを侵害しないこと。
- (2) 他者を誹謗中傷する内容、危害を及ぼすような内容を含まないこと。
- (3) 電子メールは、即時性、到達性を保証されたものではないことを認識した上で利用すること。
- (4) 電子メールは、機密保持の面で脆弱であることを認識した上で利用すること。

（電子メールの受信についての遵守事項）

第7条 利用者は、電子メールの受信について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定期的に電子メールの受信確認を行うこと。
- (2) ウイルス対策ソフトウェア等を利用してウイルス対策を行うこと。ウイルス感染の疑いがある場合は、直ちに情報システム課に連絡し、その指示に従うこと。
- (3) 不審な電子メールは、開かずに削除すること。また、電子メールに不審なファイルが添付されていた場合は、ファイルを開かずに削除すること。

(電子メールの作成及び送信についての遵守事項)

第8条 利用者は、電子メールの作成及び送信について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 要機密情報の送信は、別途定める「情報の取扱要領」に従って行うこと。要機密情報は暗号化しパスワードを付与して送信するとともに、パスワードは当該メール以外の方法で漏洩に充分注意して伝達すること。
- (2) 他者になりすまして電子メールを送信しないこと。
- (3) チェーンメール（他の人へ同じ内容のメールを転送するよう要請するメール）、スパムメールを送信しないこと。
- (4) TO（宛先）、CC（カーボンコピー）及びBCC（ブラインドカーボンコピー）の指定メールアドレス数は必要最小限とすること。
- (5) 面識のない複数の人に同報メールを送信する場合は、BCCを利用すること。（TOやCCでの送信の場合、受信者へ他人の電子メールアドレスを伝えることになるため）
- (6) 電子メール1通（添付ファイル含む）あたりの総容量は、電子メールシステムで定められた容量を超えないこと。
- (7) 電子メールの「受信確認機能」は、原則使用しないこと。（受信者のソフトウェアが未対応の場合があるため。また、受信者の負担増に繋がるため）
- (8) 宛先メールアドレスを誤って送信した場合、受信者に対し送信者が責任をもって対応すること。また、要機密情報を誤送信した場合は、学生の場合は学生課へ、教職員の場合は総務課へ連絡すること。
- (9) 半角カタカナ及び機種依存文字を使用しないこと。
- (10) 転送や引用の場合は、転送元や引用元の文章を改変しないこと。

(電子メールの保存と削除)

第9条 利用者は、電子メールの保存と削除について、次の各号に掲げる事項を遵守し、利用者の責任において、電子メールを管理しなければならない。

- (1) 本文や添付ファイルに要機密情報が含まれている電子メールを保存する場合は、暗号化・パスワード保護等の措置を講ずること。
- (2) 本文や添付ファイルに要保護情報が含まれている電子メールについては、適宜バックアップをすること。

(3) 不要な電子メールは速やかに削除すること。

(4) 本文や添付ファイルに要機密情報が含まれている電子メールを削除する場合は、復元が困難な状態にすること。(ごみ箱を空にする。)

(電子メール利用の証跡の取得)

第10条 電子メールシステムの適正な利用のため、その利用状況について証跡の取得、保存、点検及び分析を行うことがある。

(改廃)

第11条 この細則の改廃は、情報セキュリティ委員会の議を経て、大学運営会議が行う。

付 則

この細則は、2011年(平成23年)7月21日から施行する。